

浜松市新型コロナウイルス等対策行動計画＜概要版＞



1 改定の経緯

- 浜松市新型コロナウイルス等対策行動計画（市行動計画）は、新型コロナウイルス等対策特別措置法（特措法）に基づき、新型コロナウイルス等による感染症危機発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、**平時の準備や感染症発生時の対策内容を示すものとして平成26年に策定した。**
- 今般、**新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ**、令和6年7月に新型コロナウイルス等対策政府行動計画（政府行動計画）、令和7年3月に静岡県新型コロナウイルス等対策行動計画（県行動計画）が全面改定されたことを受け、**市行動計画の改定を行う。**

2 基本的な考え方

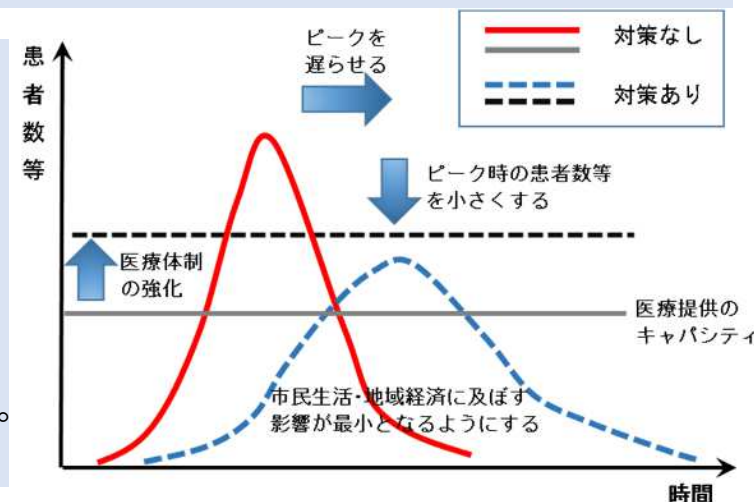
- 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- 市民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- 基本的人権の尊重

3 計画の位置付け

- 特措法に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえて作成する。
- 静岡県保健医療計画、浜松市感染症予防計画、浜松市健康危機管理基本指針、浜松市保健所健康危機対処計画（感染症編）、浜松市保健環境研究所健康危機対処計画（感染症）との整合性を図る。

4 対策の目的と基本的な戦略

- **感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する**
 - ・ 流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保
 - ・ ピーク時の患者数等を少なくするとともに、医療提供体制を強化し、患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- **市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする**
 - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行う。
 - ・ 市民生活及び地域経済の安定を確保する。



5 改定のポイント

* 表中、太字は追加・変更項目

項目	現 行	改定後
対象とする 感染症	新型インフルエンザが主な対象	新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実
	<div> 新型インフルエンザ等感染症 (感染症法※第6条第7項) 新型・再興型インフルエンザ </div>	<div> 新型インフルエンザ等感染症 新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症 </div>
	<div> 新感染症 (感染症法※第6条第9項) </div>	<div> 新感染症 既に知られている感染性の疾病とは、その病状又は治療の結果が明らかに異なるもの(厚生労働大臣が認めて公表するもの) </div>
	※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	<div> 指定感染症 (感染症法※第6条第8項) </div> <div> 既に知られている感染性の疾病(政令で定めるもの) * 1類～3類感染症、新型インフルエンザ等感染症を除く </div>
発生段階	未発生期→海外発生期→国内発生期→国内感染期→小康期 (5段階)	準備期→初動期→対応期 (3段階※対応期を4つに区分) * 準備期の取組を充実 * 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、対応期を以下の4つに区分。状況の変化や社会経済等の状況に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。 ①封じ込めを念頭に対応する時期 ②病原体の性状等に応じて対応する時期 ③ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ④特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
対策項目	①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、⑥市民生活及び市民経済の安定確保	①実施体制、②情報収集・ 分析 、③サーベイランス、④情報提供・共有、 リスクコミュニケーション 、⑤ 水際対策 、⑥まん延防止、⑦ ワクチン 、⑧医療、⑨ 治療薬・治療法 、⑩ 検査 、⑪ 保健 、⑫ 物資 、⑬市民生活及び地域経済の安定の確保

6 発生段階に応じた取組イメージ（1）

発生段階 対策項目	準備期	初動期	対応期			
	発生前の段階	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特措法によらない対策に移行する時期
①実施体制	▶ 新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練の実施 ▶ <u>業務継続計画の見直し</u>	▶ 市対策本部の設置 ▶ 全庁的な対応、 <u>予算の確保</u>	▶ 国・県等への派遣・応援要請 ▶ <u>緊急事態措置に対する総合調整</u>			▶ 市対策本部の廃止（緊急事態解除宣言後）
②情報収集・分析	▶ 情報収集・分析に係る実施体制・役割分担 ▶ <u>専門人材の育成等</u>	▶ <u>国のリスク評価を踏まえた有事体制移行への判断・準備</u>	▶ <u>地域の実情に応じた積極的疫学調査方法等</u> の見直し ▶ <u>政策上の意思決定及び実務上の判断に応じたリスク評価の実施</u>			
③サーベイランス	▶ 平時に行うサーベイランスにおいて感染症発生動向を把握 ▶ <u>専門人材の育成等</u>	▶ 疑似症サーベイランス・有事の感染症サーベイランス開始（患者全数把握） ▶ 流行状況に応じたサーベイランス実施 ▶ 科学的根拠等に基づくわかりやすい説明				▶ 国の判断により定点把握に移行
④情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>	▶ 市民等から認知度・信頼度を得られる情報提供・共有の実施 ▶ 県・市間における感染状況等の情報連携手法の確立	▶ コールセンター設置等による双方向コミュニケーションに基づいた <u>リスクコミュニケーションの実施</u> ▶ リスク評価に基づく各種対策の強化または緩和等に係る情報提供				▶ <u>平時への移行に伴う留意事項等の説明</u>
⑤水際対策	▶ 発生時の対策、連絡手順、協力事項等の共有及び体制の整備	▶ 居宅等待機者等に対する健康監視、患者への入院勧告・措置、積極的疫学調査等必要な措置の実施				
⑥まん延防止	▶ 市民等に対する基本的な感染対策の普及 ▶ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に向けた準備	▶ 患者や濃厚接触者への対応の確認等まん延防止対策の準備 ▶ <u>業務継続計画に基づく対応準備</u>	▶ 患者や濃厚接触者への対応によるまん延防止対策、病院や高齢者施設等への感染対策強化			

6 発生段階に応じた取組イメージ（2）

発生段階 対策項目	準備期	初動期	対応期			
	発生前の段階	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特措法によらない対策に移行する時期
⑦ワクチン	▶接種に必要な資材の確保方法や接種会場候補等の確認	▶接種体制の構築（大規模接種会場の設置等の検討、接種に携わる医療従事者や全庁的な人員の確保） ▶特定接種・住民接種の開始及び市民へのワクチン接種に係る情報提供と相談体制等の検討				
⑧医療	▶関係機関と連携した訓練や全庁的な研修・訓練等の実施 ▶ <u>県連携協議会の活用</u> 等による医療提供体制の確認	▶重症患者等受入体制の確認 ▶相談センターの整備及び市民への周知	▶県と連携した入院調整、協定締結医療機関等への患者移送及び自宅療養者等の症状把握 ▶相談センターの強化			
⑨治療薬・治療法	▶治療薬の適正使用等に関する要請・指導 ▶国から提供された情報を医療機関等へ迅速に提供					
⑩検査	▶ <u>検査機器の維持管理、検査用試薬等の備蓄</u> ▶ <u>検査体制の維持及び人材の育成等</u>	▶検査体制の整備 ▶リスク評価に基づく検査実施方針の検討	▶リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し			
⑪保健	▶ <u>感染症対策に係る人材の育成等</u> ▶ <u>受援体制の整備</u> ▶ <u>DXの推進（ICTの活用）</u>	▶ <u>有事体制への移行準備</u>	▶感染症有事体制の確立、 <u>全庁からの職員応援</u> ▶積極的疫学調査・入院措置等の実施 ▶ <u>外部委託等による業務効率化</u>			▶有事体制等の段階的な縮小
⑫物資	▶感染症対策物資の備蓄及び状況確認 ▶ <u>感染症対策物資の備蓄状況の確認継続及び必要な物資の確保</u>					
⑬市民生活・地域経済	▶生活支援等の準備	▶一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備 ▶心身への影響に関する施策、生活支援、教育に関する支援、事業継続に関する要請 ▶事業者に対する社会経済活動安定確保のための支援				